

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成25年度第3回） （専門分野）
開 催 日 時	平成25年11月15日（金） 午後2時00分から午後3時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第4委員会室
出 席 者 （評価員・50音順）	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 嶋田評価員、手柴評価員、廣瀬評価員、福田評価員、安留評価員 事務局：財務部税制課（秋山、大村、岩崎、真継、小西、法蔵）、市民税課（市井）、資産税課（佐野）納税課（恒崎） 財務部総合契約検査室（中村、山口、橋本、的場、浅野） 総務部情報推進課（下和田、由比）
案 件 名	(1) 落札者決定基準（案）について ① 価格評価、落札者の決定方法について ② 技術的評価について ③ 社会的価値評価について (2) 落札者の決定に係る意見聴取について (3) その他
提 出 資 料 等	・業務機能要件一覧表（案） ・仕様書（案） ・落札者決定基準（案） ・税総合システム再構築に係る技術評価採点基準（案）
決 定 事 項	・落札者決定基準（案）について、意見聴取が行われた。 ・落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署（事務局）	財務部総合契約検査室、財務部税制課

審 議 内 容

《開会》

事務局から評価員5人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

●案件(1) 落札者決定基準(案)について

① 価格評価、落札者の決定方法について

事務局から、価格評価、落札者の決定方法について説明を受け、意見を聴取した。

評価員：入札者について、次順位を決めるという制度になっているのか。

事務局：低入札価格調査の結果、最上位者の入札価格が契約内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、次順位者に移る制度となっている。

評価員：調査基準価格はどのような基準か。

事務局：委託業務の場合は予定価格の60%という設定にしている。しかし、労務者賃金の占める比率が高い業務内容である場合、60%と設定すると最低賃金を割ることがある。そういう場合は最低賃金と、その他の経費なども勘案して、予定価格の60%から90%の間で設定することになっている。今回の業務については、まだ算出していないが、60%で最低賃金を確保できないのであれば、60%から90%の間で調査基準価格を設定する。

評価員：要件を詰めていく中で、さらに必要となる要件が出てくる可能性があるが、落札者を決定する際に、ヒアリングを行う等の対策はあるのか。

事務局：総合評価点が最も高い事業者が調査基準価格を下回る入札金額であった場合に、所定の様式に基づいて事業者から書類の提出を受ける。価格削減が可能であった理由を記載する書類も含まれている。その書類の内容を審査し、ヒアリングを行い、応札のあった金額で仕様を満たし、適正な履行ができると判断すれば契約を締結する手続きになっている。

評価員：予定価格を超えている場合と、調査基準価格を下回っている場合は失格となるのか。

事務局：数値的判断基準値を下回った場合と、予定価格を超えた場合は失格となる。

評価員：資料「落札者の決定について」の3項(4)号について、次順位の中に調査基準価格を下回る事業者はないと思うが。

事務局：数値的判断基準値を下回った者は失格になるが、その値を超えており、調査基準価格を下回る可能性はある。調査基準価格と数値的判断基準値の間に数者がある場合は、この資料に記載している次順位が存在することになる。また、総合点数は次順位となった場合でも、調査基準価格を下回っていない可能性もある。調査基準価格を下回っていない場合は、低入札価格調査が不要な次順位者となる。下回っている場合は調査を行う。

② 技術的評価について

事務局から、技術的評価について説明を受け、意見を聴取した。

評価員：業務機能要件一覧表の配点について、実績やモデルに基づいて、この配点にしたのか。

事務局：他市で実際に総合評価を行っている事例なども参考とした。現在パッケージ標準で対応済みの機能と、パッケージ標準ではないが、標準機能に盛込むという回答の点数差については、本市への導入を期に標準に盛込む場合は構築作業が発生し、正常に動くか分からないリスクがあるため、点数に差を付けている。また、カスタマイズにより対応可能な場合は、本市固有のシステムのカスタマイズとなり、例えば法制度改正があった場合、個別に費用が発生すると考えられる。このようなことから、回答区分を4つに分け点数に差をつけている。

評価員：カスタマイズによる対応を可能にするのはなぜか。

事務局：次期システムでは、パッケージ標準の導入が前提であると考えているが、標準のみの対応とすると、入札に参加する事業者を広く募ることが困難であるため、カスタマイズによる対応も可能としている。ただし、カスタマイズ対応と、標準化対応では点数に差を設ける必要があると考えている。

評価員：他市導入実績として、人口30万人という基準を設けているが、この基準は枚方市と同等の人口ということか。

事務局：本市と同等規模のパッケージシステムは、人口30万人以上の市で使用されているシステムであるということも理由の一つである。他の理由としては、本市は来年から中核市となるが、中核市の人口要件は30万人であるため、このような基準とした。

評価員：人口規模だけでは測れない部分があるので、数字を示さずに枚方市と同程度の自治体の導入実績を有するという表現でもよいのではないか。

事務局：検討する。

評価員：導入予定である場合の個別点が高いのではないか。予定であるため、上手く動かない可能性もあり、実績がある場合とは大きな違いがあると思うが。

事務局：検討する。

評価員：導入予定というのは、既に稼働しているという意味か。

事務局：現在、構築中であるという意味である。本市の本番稼働は平成28年4月以降であり、事業者が平成26年4月1日までに本番稼働するシステムを有していれば、それも実績として認められると考えている。

評価員：評価区分の導入予定という表現が分かりにくいのではないか。

事務局：検討する。

評価員：標準パッケージとカスタマイズという文言についても、言葉の示す意味が伝わる表現か疑問である。また、標準パッケージに入っている機能であることを確認するのは簡単に出来るのか。

事務局：ヒアリングを実施するという方法で確認したいと考えている。

評価員：標準パッケージに組み込むとバージョンアップの費用はかからないと想定しており、カスタマイズだと別途費用がかかる可能性があるかと想定しているのか。

事務局：はい。枚方市固有のプログラミングを修正する場合、全国で使われているシステムとは関係がないため、固有の対応となり費用も発生すると想定している。

評価員：法令が変わった際のカスタマイズであれば費用が発生しない場合には、標準パッケージで対応済みと回答してもよいのか。順番がついているのが明らかにわかるため、標準にしますと言えば、点数がついてしまうのではないのか。

事務局：標準パッケージの定義を記載するなど検討する。

③ 社会的価値評価について

事務局から、社会的価値評価について説明を受け、意見を聴取した。

評価員：評価作業はどのように行うのか。

事務局：一部所定の様式はあるものを除き、任意の様式で事業者より提出を受け、内容を見ただけで評価していく。

評価員：評価項目は事前に事業者に渡すのか。

事務局：ホームページで公表するので、事業者は内容を見て作成する。

評価員：多様な雇用及び雇用環境に関する取組みの求人情報の提供について、告示日以前3年内とは、将来のことを聞いているのか。それとも過去のことか。

事務局：過去である。

評価員：同じく求人情報の提供の評価内容①の文言が「評価する」となっているが、これは「提供している」という表現になるのではないか。

事務局：修正する。

評価員：注意事項に「個人情報を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと」と記されているが、事業者から提出を受けた書類をどのように破棄するかについての記載がないが。

事務局：入札に関わる書類について、本市の文書保存年限が7年になっており、入札年度が終了してから7年度経過した後に廃棄処分を行う。

評価員：名簿はいつ廃棄されるのか。

事務局：市の文書以外にもそれぞれの文書保存の年限が定められおり、保存年限終了後に破棄となる。

評価員：個人情報を含んでいる書類について、提出した後、どのように扱われるか分からずに同意をとることになるのではないか。何年後に破棄をするか示した方がよい。

事務局：明記するよう検討する。

評価員：同意書は求めないのか。

事務局：求めていない。

評価員：同意を得ていることを明記した書類の提出を事業者に求めてはどうか。

事務局：万が一、同意を得ずに提出された書類でも、行政側では守秘義務があるので漏れることはないが、個人情報を含む書類の提出にあたり本人の同意を得ることについて、誓約書等の提出を事業者に求めることについて検討する。

評価員：「同意を得ておくこと」と記している項目と、記していない項目がある。全体に係る事項として挙げておいた方がよい。

●案件(2) 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件(3) その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》